

農林水産業・食品産業の作業安全対策について

令和 2 年 2 月

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

目次

1 背景・現状

(1) 作業安全対策の背景

- ① 就業者数の減少、高齢化 …… 2
- ② 人手不足 …… 3
- ③ 外国人材の増加 …… 4
- ④ 非正規従事者の増加 …… 5

(2) 事故の発生状況

- ① 各分野の年齢層別の発生状況 …… 6
- ② 各分野の千人率 …… 7
- ③ 各分野の事故の種類別内訳 …… 8
- ④ 年齢層別・他産業との比較 …… 9

(3) 農林水産業・食品産業の 作業安全に関する法的位置づけ等 …… 10

(4) 労働者災害補償保険（労災保険）について …… 11

2 事故の事例

- ① 農業 …… 12
- ② 畜産業 …… 13
- ③ 林業 …… 14
- ④ 木材・木製品製造業(家具を除く) …… 15
- ⑤ 漁業 …… 16
- ⑥ 食品産業 …… 17

3 取組

(1) 各分野の取組

- ① 農業（作業安全対策の推進） …… 18

- ② 農業（ほ場整備等を通じた安全の確保） …… 19
- ③ 家畜による事故の防止 …… 20
- ④ 林業 …… 21
- ⑤ 漁業 …… 22
- ⑥ 食品産業 …… 23
- ⑦ 農薬安全に関する取組 …… 24
- ⑧ クロスコンプライアンスの導入 …… 25

(2) 関連した取組

- ① 農業の働き方改革の推進 …… 26
- ② GAP拡大の推進 …… 27
- ③ 農業水利施設の管理、法人化の推進 …… 28

4 作業安全対策に資する新技術

- ① 農業分野 …… 29
- ② 林業・漁業分野 …… 30
- ③ 熱中症対策 …… 31

5 今後の取組

- ① 方向性 …… 32
- ② 令和2年度における予算措置 …… 33

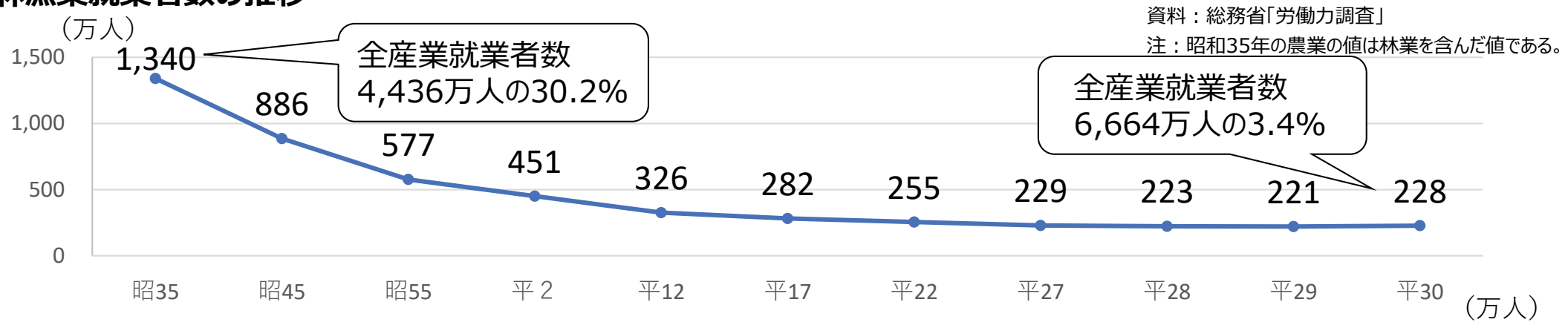
<参考>

- ① 厚生労働省における関連する
令和2年度予算措置 …… 34
- ② 建設業の安全対策に係る国等の取組 …… 35

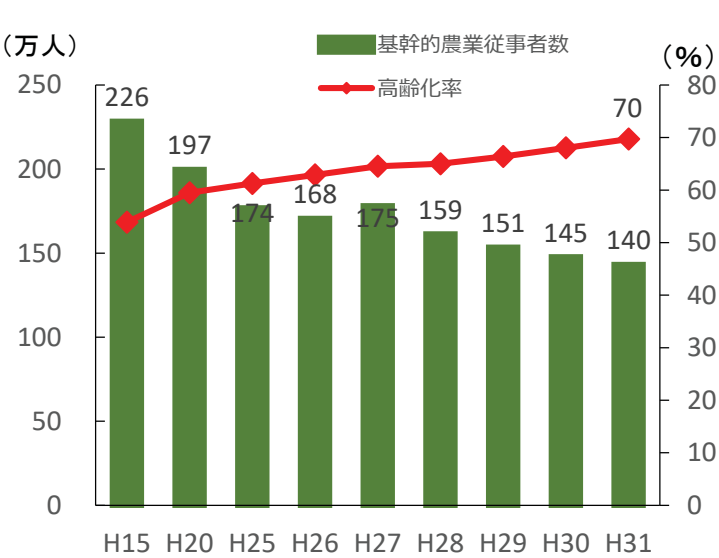
1 背景・現状 （1）作業安全対策の背景 ①就業者数の減少、高齢化

- 農林漁業就業者数は、この半世紀で約 6 分の 1 に減少し、全産業就業者に対する割合は 3.4 %
- 農業、林業、水産業とも高齢化が進展

○農林漁業就業者数の推移

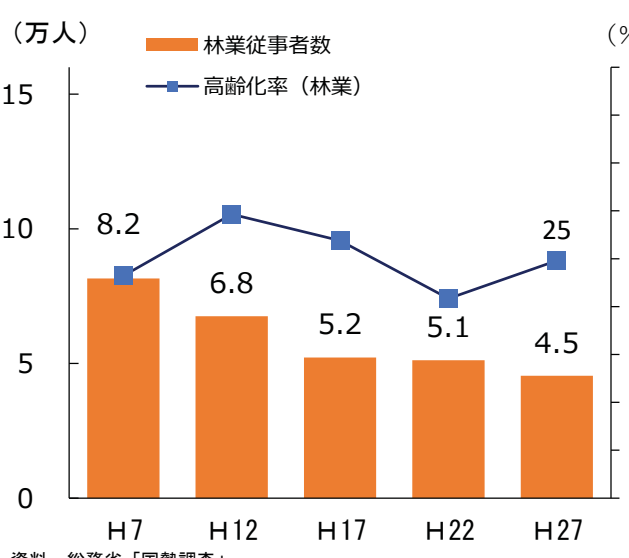


○農業（高齢化率）



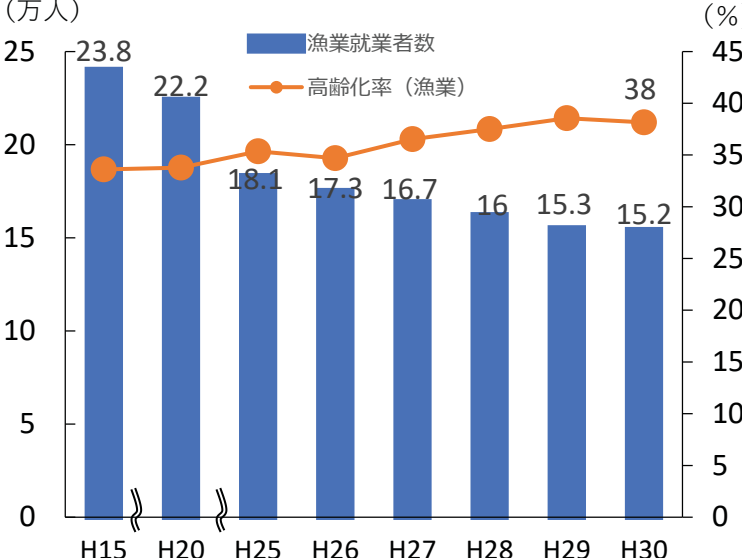
資料：「農業構造動態調査」、「農林業センサス」
注1：基幹的農業従事者：ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。（家事や育児が主体の主婦や学生は含まない。）
注2：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合。

○林業（高齢化率）



資料：総務省「国勢調査」
注1：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合。
注2：林業従事者とは、就業している事業体の産業分類を問わず、森林内の現場作業に従事している者。

○漁業（高齢化率）

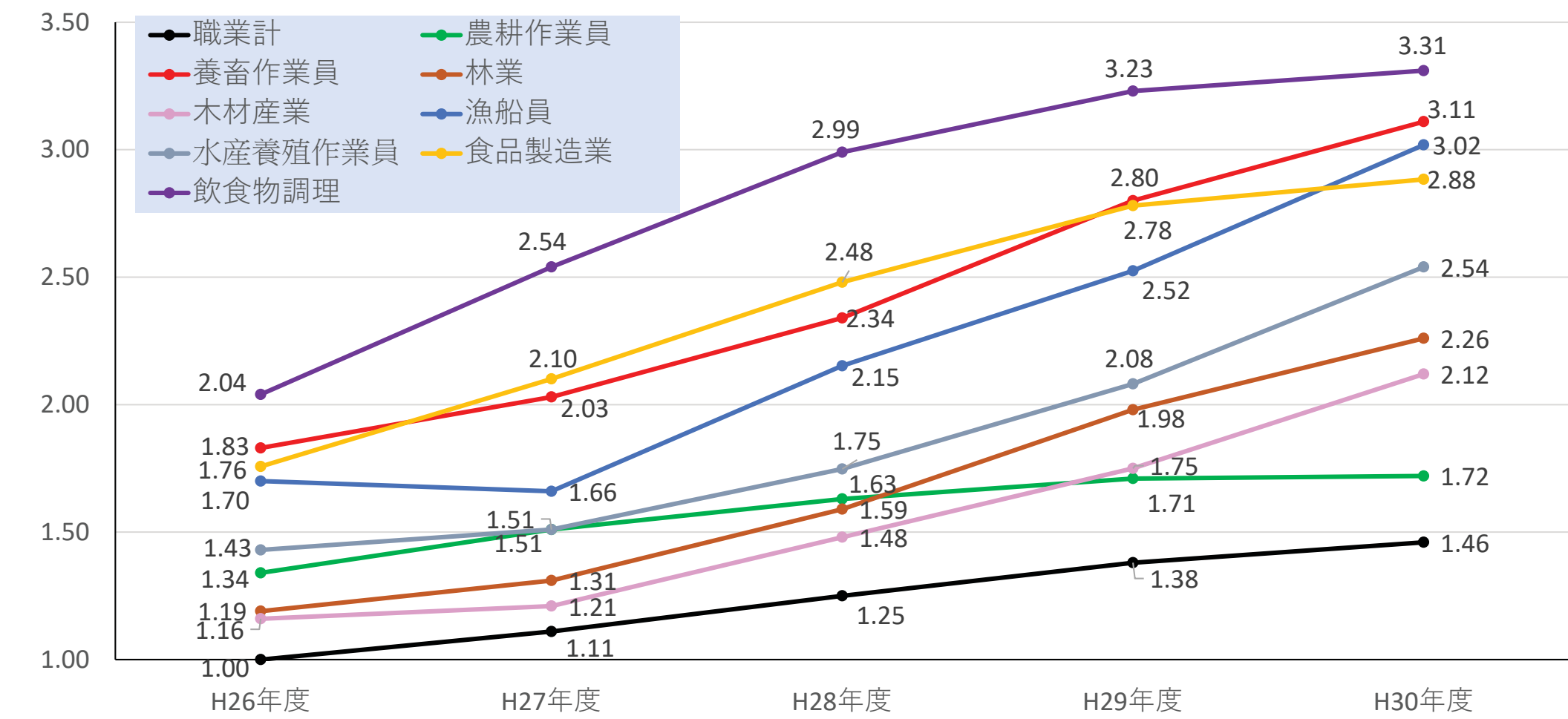


資料：農林水産省「漁業センサス」(平成25(2013)年以前、30(2018)年)及び「漁業就業動向調査報告書」(平成26(2014)～29(2017)年)
注：1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
2)平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。
3) 高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合。

1 背景・現状 （１）作業安全対策の背景 ②人手不足

- 農林水産業・食品産業の各業種において、有効求人倍率が平均を上回る状況にあり、人手不足の傾向が顕著。
- さらに有効求人倍率は年々上昇する傾向。

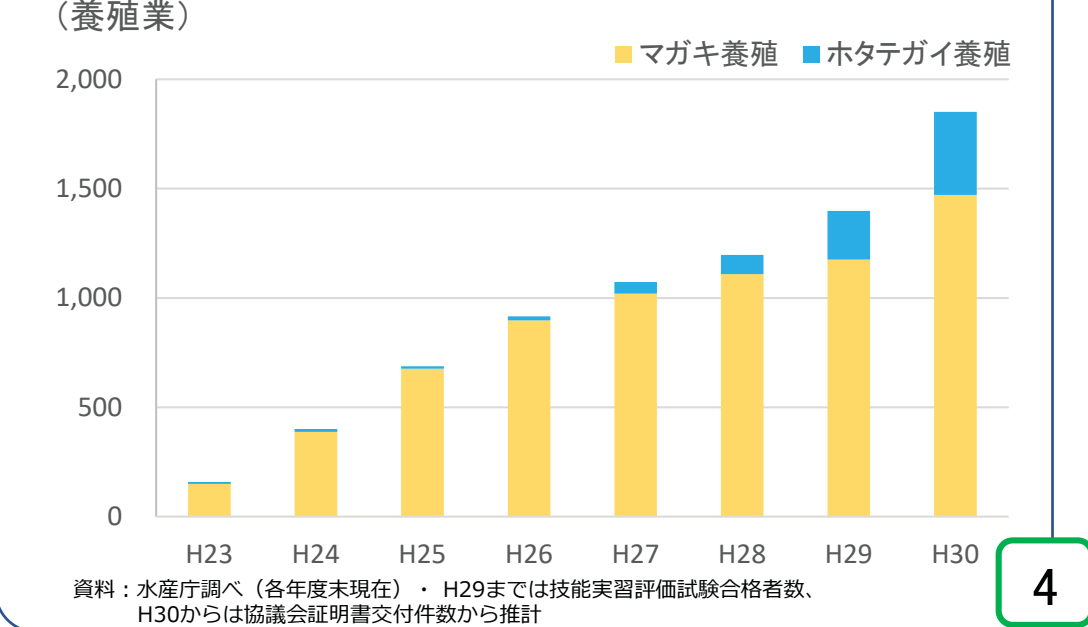
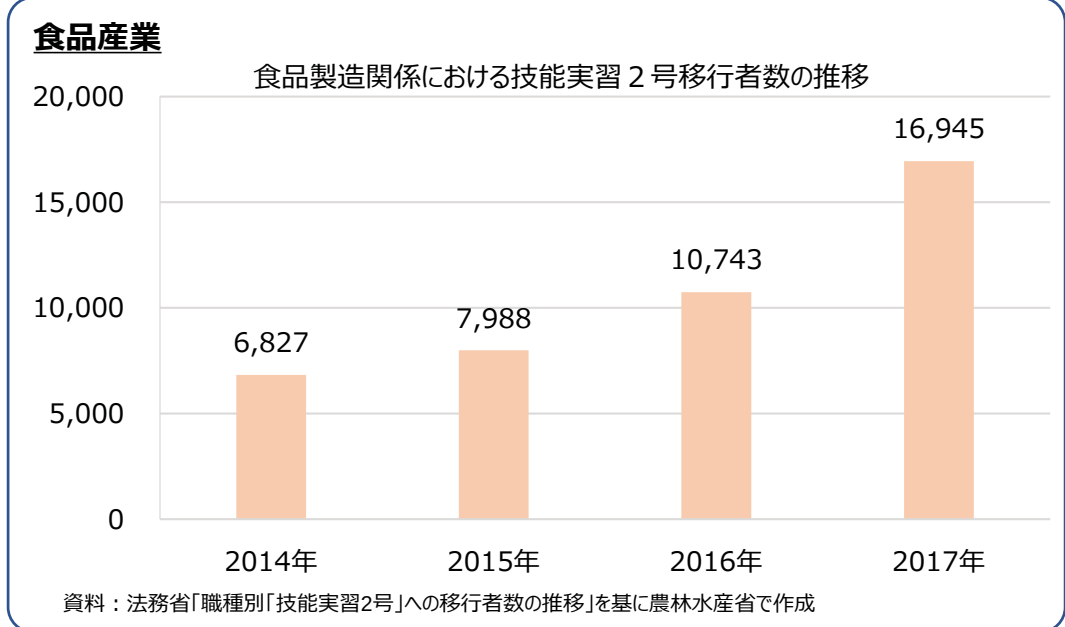
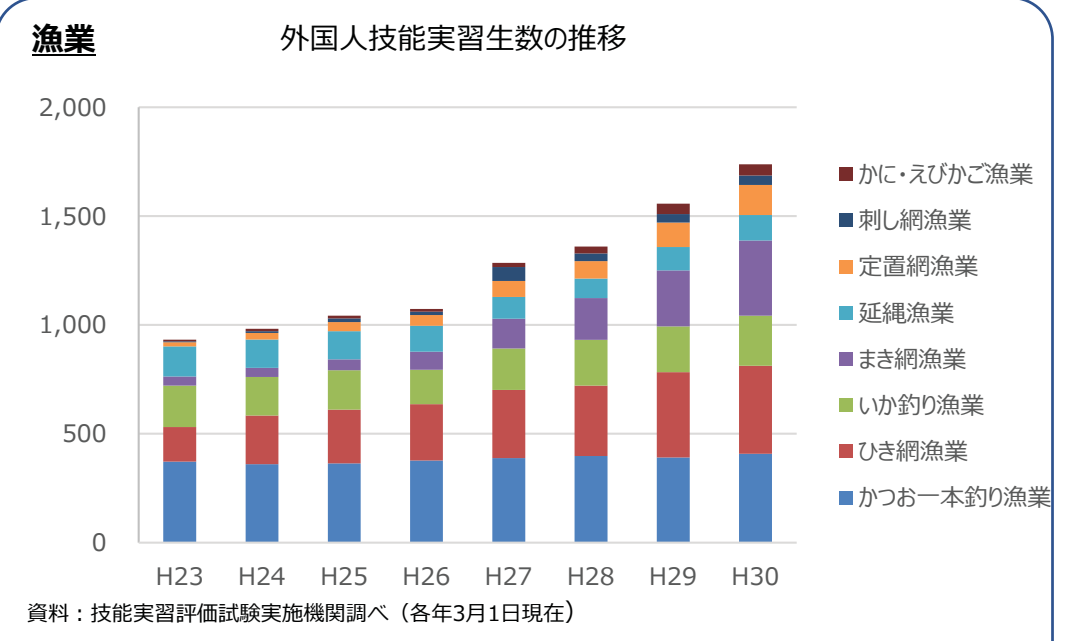
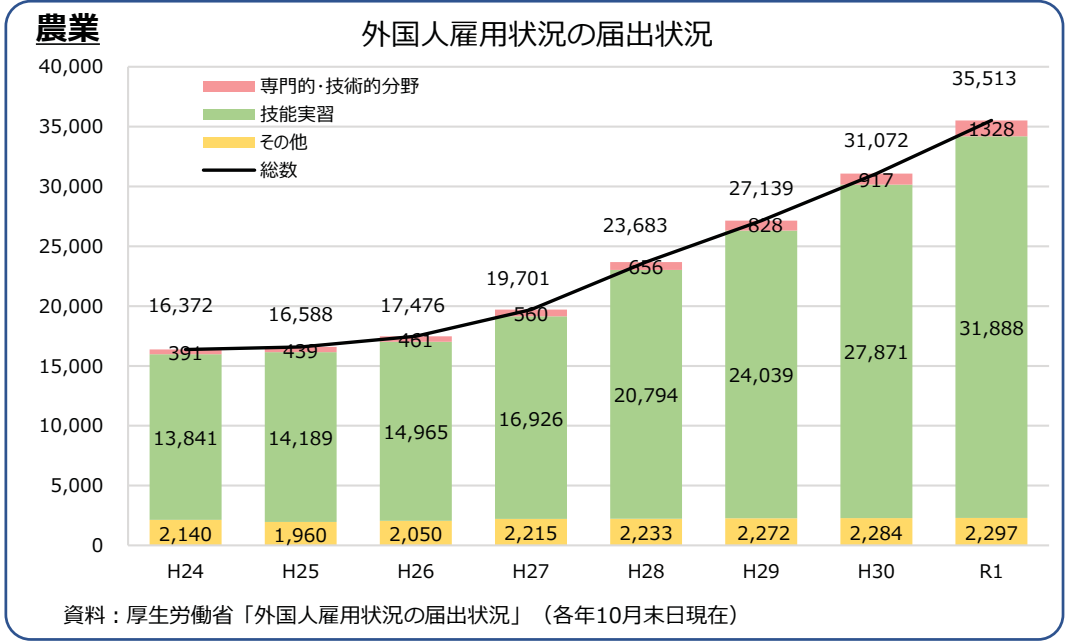
○ 各業種の有効求人倍率の推移



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」（「漁船員」のみ国土交通省「船員職業安定年報」）
（注１）新規学卒者及び新規学卒者求人を除く、パートタイムを含む常用の有効求人倍率であり、原数値である。
（注２）職業分類は、H23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく。
（注３）「食料品製造業」は、以下の分類の合計として農林水産省で集計している。
〔 精穀・製粉製造工等、めん類製造工、パン・菓子製造工、豆腐・こんにゃく・ふ製造工、缶詰・びん詰・レトルト食品製造工、乳・乳製品製造工、食肉加工品製造工、水産物加工工、保存食品・冷凍加工食品製造工、弁当・惣菜類製造工、野菜つけ物工、飲料・たばこ製造工 〕

1 背景・現状 （1）作業安全対策の背景 ③外国人材の増加

- 各分野で外国人労働者が増加（林業を除く）しており、作業安全対策の推進については配慮が必要。
- 平成31年4月の「特定技能制度」の創設により、さらに多様な外国人材の現場での活躍が見込まれる。



1 背景・現状（１）作業安全対策の背景 ④非正規従事者の増加

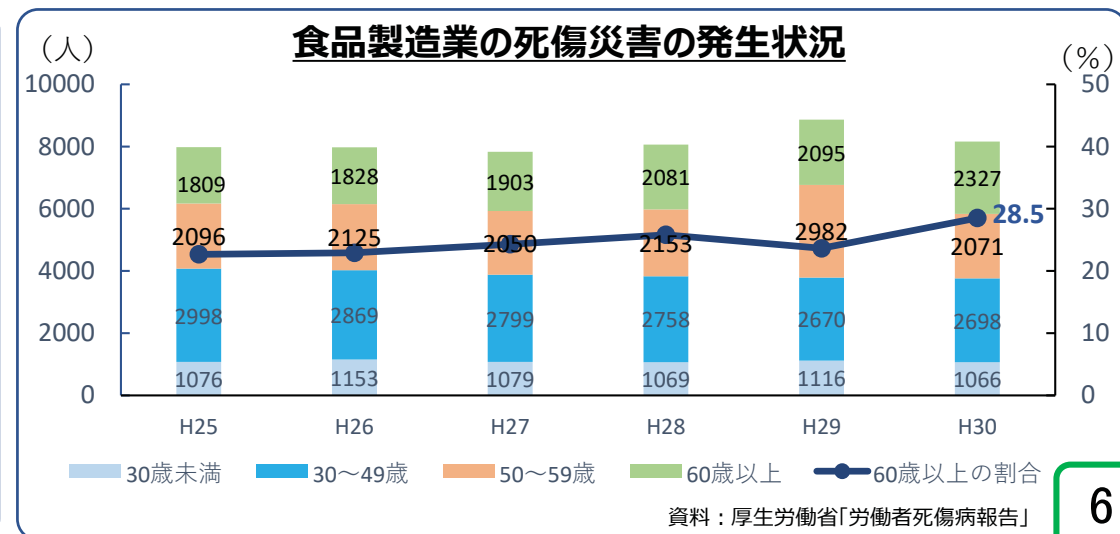
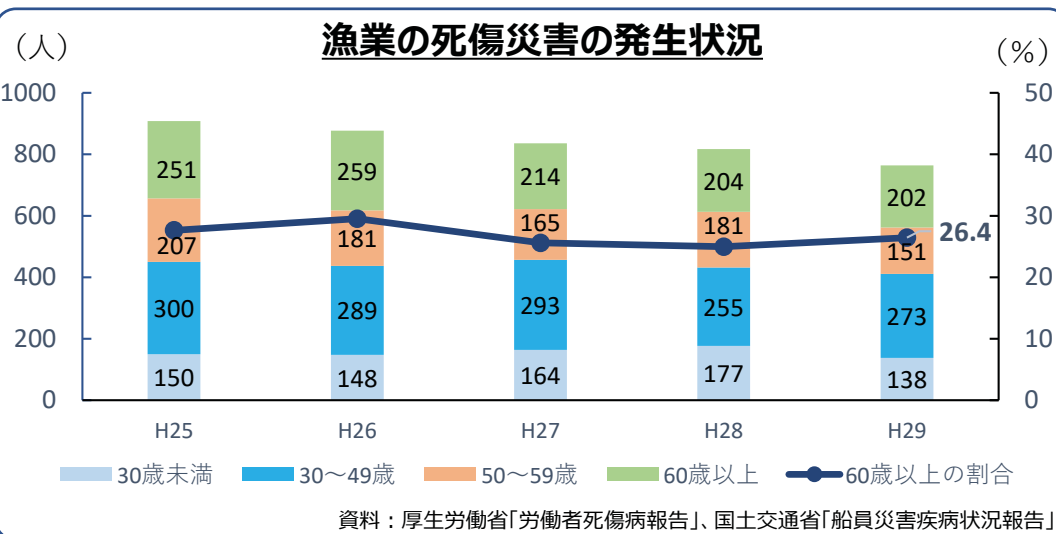
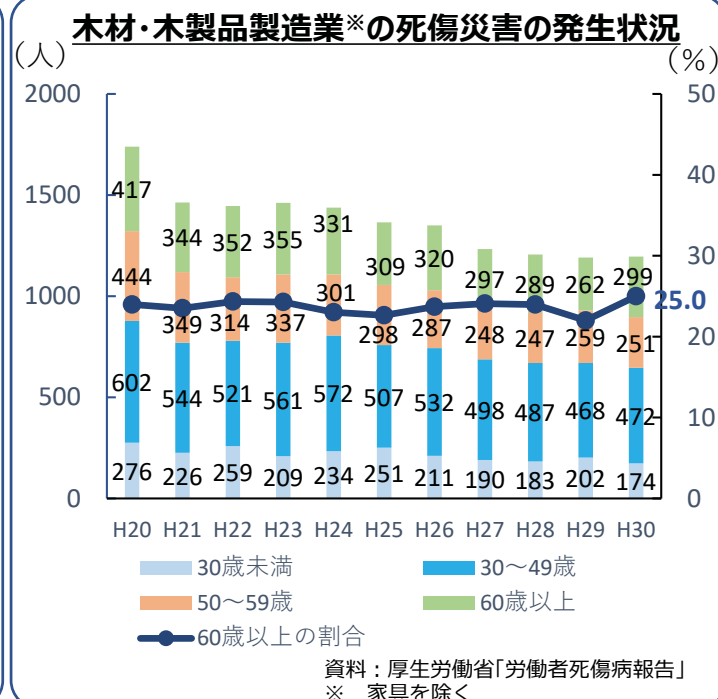
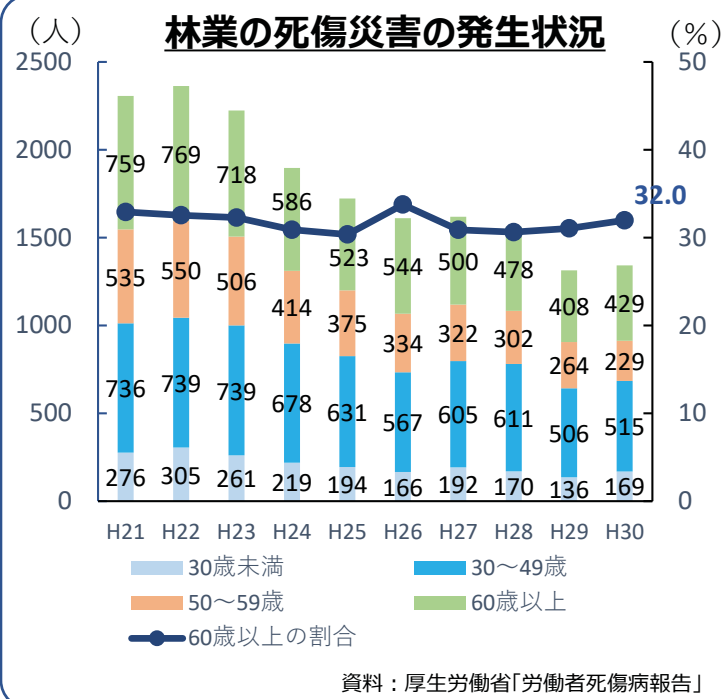
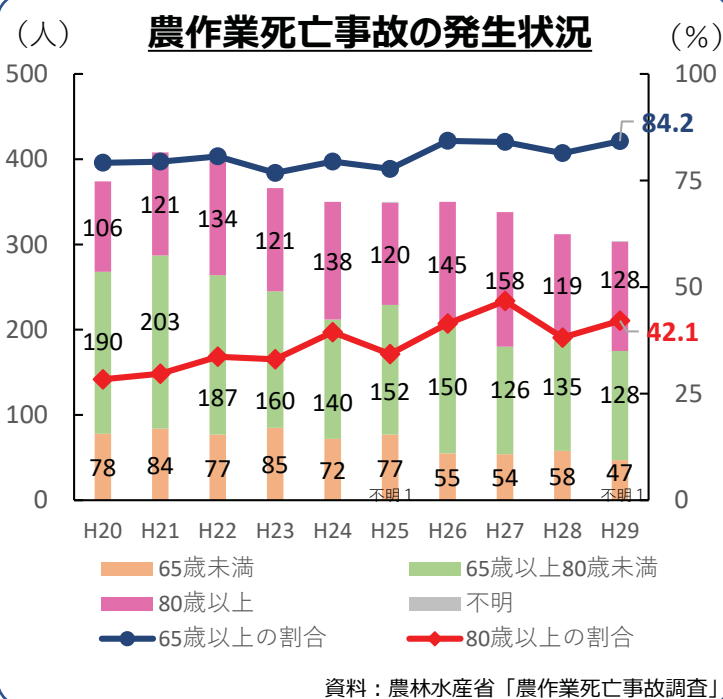
○ 各業種において、就業者に占める非正規従事者の割合が高まっており、特に食料品製造業においては4割以上が非正規従事者となっている。

	H 1 7	H 2 2	H 2 7	備 考
農業	3.8%	8.2%	9.8%	
林業	15.1%	20.2%	17.1%	
木材・木製品製造業 (家具を除く)	7.2%	15.4%	16.6%	製造業の内数
漁業	5.8%	7.6%	8.7%	
食料品製造業	17.5%	46.9%	46.9%	製造業の内数
(参考) 建設業	6.9%	9.8%	9.9%	
(参考) 製造業	8.4%	21.7%	22.3%	
(参考) 総計	12.4%	26.5%	27.6%	

出典：総務省「国勢調査」
H 2 2，H 2 7においては「パート・アルバイト・その他」及び「労働者派遣事業所の派遣社員」を、H 1 7においては「臨時雇い」を非正規従事者とし、総数で割り戻して、農林水産省において非正規従事者の割合を推計している。

1 背景・現状 (2) 事故の発生状況 ①各分野の年齢層別の発生状況

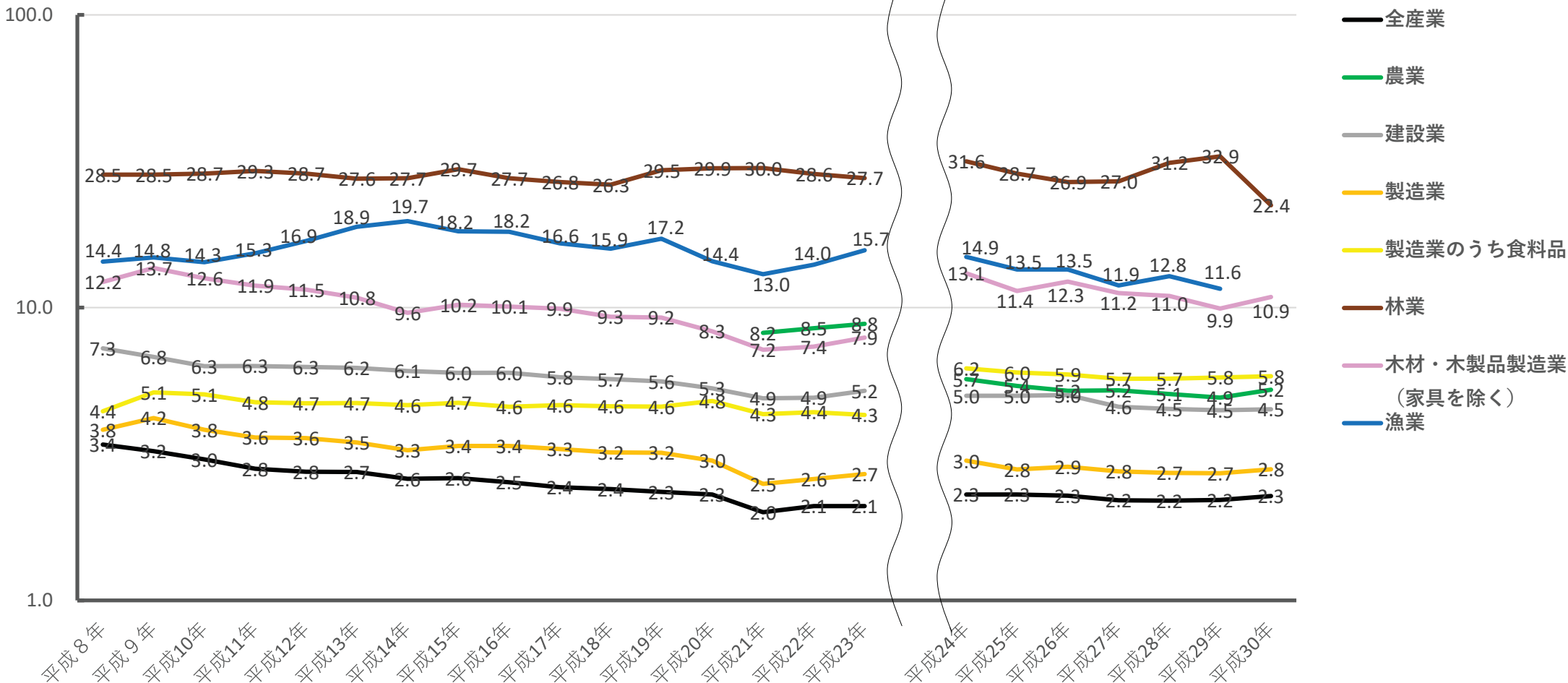
- 農業における死亡事故は減少傾向にあるものの、その事故の約85%を65歳以上が占める。
- 林業、木材・木製品製造業（家具を除く）、漁業、食品製造業においては、60歳以上の死傷災害の発生が約3割で推移。



1 背景・現状 (2) 事故の発生状況 ②各分野の千人率

- 農林水産業の事故発生状況の千人率では、一般的に事故が発生しやすいと想定される建設業と比較しても農林水産業、食品産業とも事故発生率が高く、林業は約5倍も高い状況にある。

業種別死傷年千人率（休業4日以上）の推移



出典：厚生労働省HP（労働者災害補償保険事業年報及び労災保険給付データ（～H23）、労働者死傷病報告及び総務省労働力調査（H24～））、漁業はH24～について国土交通省のデータを使用

注1）平成23年以前と平成24年以降のデータは連続しない（上記出典の通り）

注2）年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

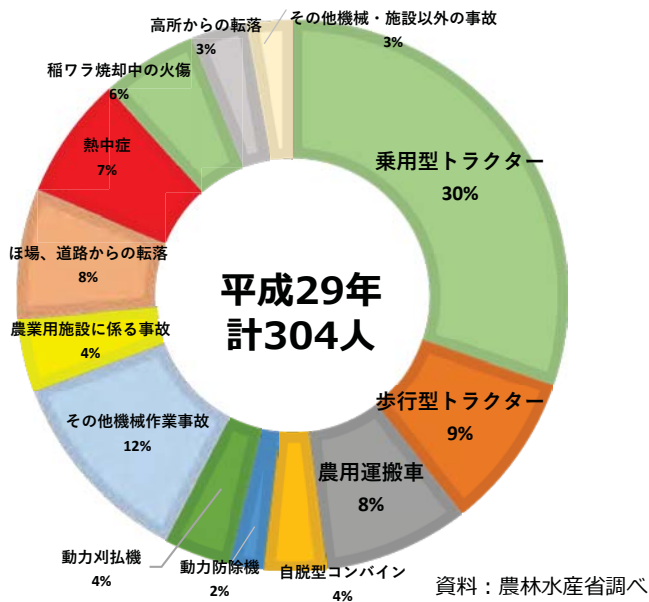
年千人率＝1年間の死傷者数／1年間の平均労働者数×1,000

注3）平成23年の死傷者数には東日本大震災を直接の原因とするものを含まない。

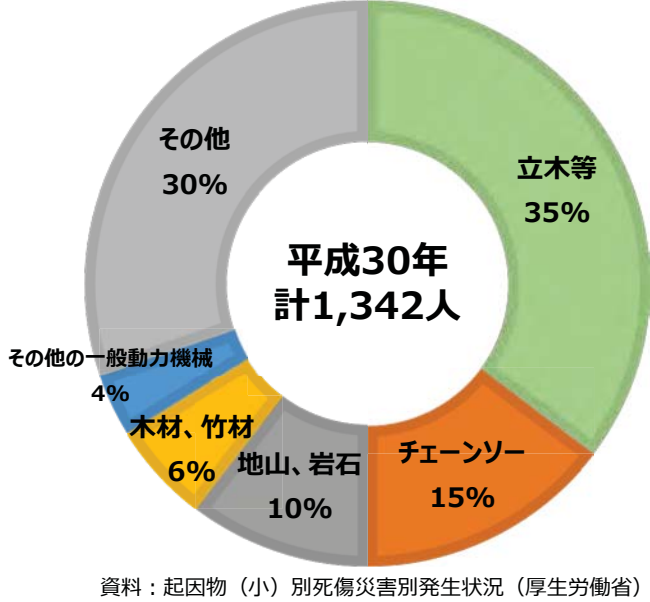
1 背景・現状 （2） 事故の発生状況 ③各分野の事故の種類別内訳

○ 各分野とも、事故原因は多種多様であるが、トラクターやチェーンソーなどの機械を用いた作業中に、稼働部分に巻き込まれることなどが原因となる事故が多い傾向。

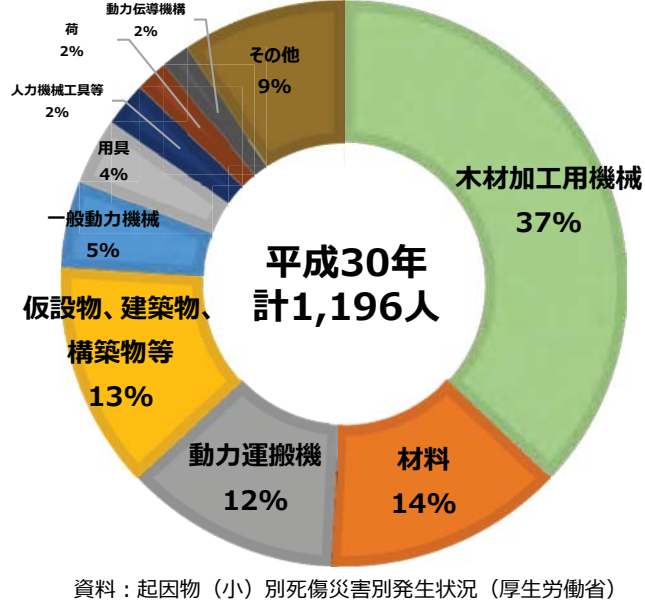
農作業における事故原因の内訳（死亡事故）



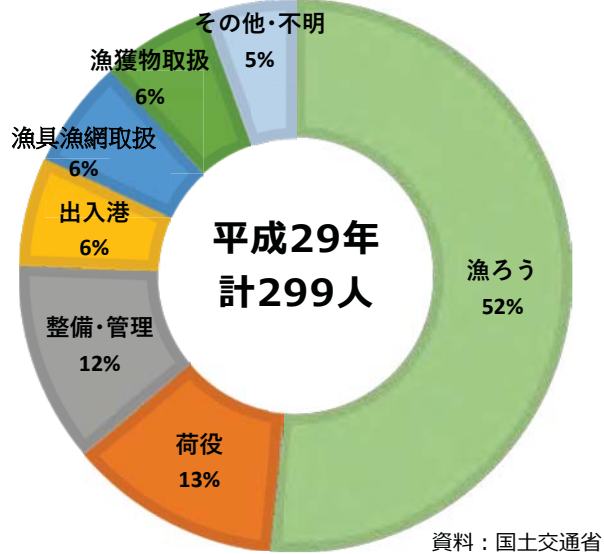
林業における事故原因の内訳（死傷事故）



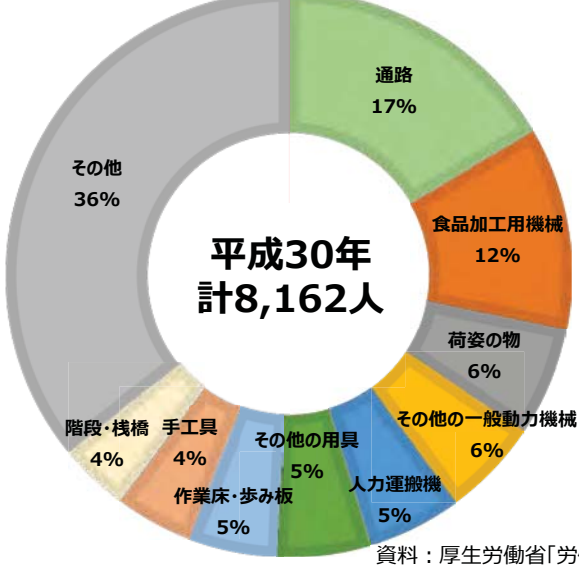
木材・木製品製造業※における事故原因の内訳（死傷事故）



漁業における事故原因の内訳（死傷事故）



食品製造業における事故原因の内訳（死傷事故）



1 背景・現状（2）事故の発生状況 ④年齢層別・他産業との比較

- 農業、林業、漁業においては、建設業、製造業、全産業平均と比べ、高齢者層における死亡事故発生率（千人率）が高い。特に、農業。林業においては、非高齢者層と高齢者層の千人率の差が大きい。
- このため、これらの業種において死亡事故を減らすためには、高齢者対策を重点的に進めて行くことが必要。

○各業種における高齢者の就業状況と死亡事故の発生状況（H29年）

		就業者数（万人） A					死亡者数（人） B					千人率 C=B/A×1,000		
		うち非高齢者			うち高齢者		うち非高齢者			うち高齢者			うち 非高齢者	うち 高齢者
			構成比			構成比		構成比			構成比			
農業		195	97	49.7%	98	50.3%	304	48	15.8%	256	84.2%	0.16	0.05	0.26
林業		6	5	83.3%	1	16.7%	45	25	55.6%	20	44.4%	0.75	0.50	2.00
木材・木製品製造業（家具除く）		15	12	80.0%	3	20.0%	6	5	83.3%	1	16.7%	0.04	0.04	0.03
漁業		2.5	2.0	81.9%	0.4	18.1%	13	10	76.9%	3	23.1%	0.53	0.49	0.67
食料品製造業		134	105	78.4%	28	20.9%	23	20	87.0%	3	13.0%	0.02	0.02	0.01
（参考）	建設業	304	248	81.5%	56	18.5%	323	214	66.3%	109	33.7%	0.11	0.09	0.19
	製造業	815	729	89.4%	86	10.6%	160	122	76.3%	38	23.8%	0.02	0.02	0.04
	全産業	5,021	4,374	87.1%	647	12.9%	978	650	66.5%	328	33.5%	0.02	0.01	0.05

出典 ・ 就業者数
農業、林業、木材・木製品製造業（家具除く）、食料品製造業：総務省「労働力調査」
漁業：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告集計書」
建設業、製造業、全産業：厚生労働省「雇用動向調査」

・ 死亡者数
農業、林業、木材・木製品製造業（家具除く）、漁業：農林水産省調べ
食料品製造業、建設業、製造業、全産業：厚生労働省「死亡災害報告」による死亡災害発生状況（平成29年確定値）

※ 非高齢者/高齢者の区分については、統計の都合上、便宜的にそれぞれ以下の区分を用いている。
65歳：農業、林業、木材・木製品製造業（家具除く） 60歳：漁業、食料品製造業、建設業、製造業、全産業

※ 農業、林業、木材・木製品製造業（家具除く）の死亡者数は、労働者以外の事業主等の死亡者数も含む。

※ 漁業の就業者数・死亡者数については、船員法が適用される事業者に限る数値である。

※ 就業者数について、ラウンドの関係で、合計欄と各欄の合計が一致しない場合がある。

※ 死亡者数のうち、農業の「非高齢者」には年齢「不明」の1名を含む。

1 背景・現状（3）農林水産業・食品産業の作業安全に関する法的位置づけ等

- 労働災害の防止については、労働安全衛生法等において、教育や安全対策等についての業種を横断したルールを規定。
- しかし同法等においては、労働者以外の作業事故は対象外であるほか、小規模な農林水産事業者等については例外的な扱いとなっている場合がある。

	一般規定	林業	農業	水産業	食品産業
原則	事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。＜労働安全衛生法第3条第1項＞	（事業主や同居の親族等は、 労働安全衛生法の適用対象外 ＜労働安全衛生法第2条第2号＞）			
教育	事業者は、労働者に対し、業務に関する以下の教育を行うことが義務。 ①機械等の危険性、取扱方法 ②安全装置又は保護具の性能、取扱方法 ③作業手順 ④作業開始時の点検 ⑤業務に関連する疾病の原因と予防 ⑥整理・整頓・清潔の保持 ⑦事故時の応急措置及び退避 等 ＜労働安全衛生法第59条第1項、同施行規則第35条＞		左記①～④の事項に関する教育は 省略可能 。		
特別教育	事業者は、厚労省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、特別の教育を行うことが義務。 ＜労働安全衛生法第59条第3項、同施行規則第36条＞	対象となる当省関係の業務の例： ①ショベルローダー（1t未満）、機械集材装置等の運転 ②伐木等機械の運転 ④チェーンソーを用いる伐木、かかり木処理、造材 ⑤小型ボイラーの取扱い ⑥酸素欠乏危険場所での作業 等			
安全衛生管理体制	事業場の業種や規模に応じ、安全衛生管理体制を構築するための責任者や担当者などの配置を事業者に義務付け。 ＜労働安全衛生法＞	安全管理者の選任、安全委員会の設置等について、充実した体制整備が義務。			
労災保険	労働者を1人でも雇った会社は、労災保険への加入が必要。 ＜労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律＞	小規模な個人経営の農林水産業の一部については 労災保険加入は任意 。			
事故情報の収集	労働災害が発生した場合、事業主は「労働者死傷病報告書」を労働基準監督署に提出することが義務。 ＜労働安全衛生規則第97条＞	（労働者を雇用しない事業所における作業事故については、 労働者死傷病報告書による報告の対象外 。）			
団体	法に基づく団体（中央労働災害防止協会：中災防）のほか、指定4業種（建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、 <u>林業・木材製造業</u> ）の団体が法に基づいて設立され、取組を実施。 ＜労働災害防止団体法＞	法に基づく団体（林業・木材製造業労働災害防止協会）が取組を実施。	中災防の会員となっている団体はなし。		一部の団体が中災防の会員となり、取組を実施
個別業界に関する立法措置	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」により、請負契約における安全経費の適切な計上、責任体制の明確化、一人親方対策等を推進。	(なし)			

10

1 背景・現状（４）労働者災害補償保険（労災保険）について

- 小規模な農林水産事業者等は労災保険の任意加入が、中小事業主や一人親方等は特別加入が可能。
- 特別加入率（推計）は農業、水産業では1割未満に留まるほか、加入に必要な特別加入団体の設立も不十分な状況。

（１）労災保険の強制加入と適用除外

一人でも労働者を雇用した事業所は労災保険が強制適用されるが、個人経営の小規模な農林水産業者の一部※は、労災保険の加入が任意。また、事業主は労災保険の対象外。

- ・農業・畜産業・養蚕業：常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業（一定の危険有害な作業を行う事業は除く）
- ※・林業：労働者を常時使用せず、年間使用延べ労働者が300人未満である個人経営の事業
- ・水産業：労働者が常時5人未満で、総トン数5トン未満の漁船などによる個人経営の事業（一定の水面に限る）

（２）労災保険の特別加入

労働者と同様に危険な作業を行う中小事業主や、小規模な農林水産業の事業者における危険な作業の従事者、個人の林業・漁業の事業主（一人親方）等は、労働者に準じて保護することが適当であることから、労災保険の特別加入が可能。

（３）労災保険特別加入の種類

- ① 中小事業主等
300人以下の労働者を常時使用する事業主及びその家族従事者等
- ② 一人親方その他の自営業者
労働者を使用しないで漁業、林業、建設業等の事業を行う自営業者等
- ③ 特定作業従事者
一定の機械作業、2 m以上の高所作業、サイロ等の酸素欠乏危険場所での作業、農薬散布、家畜に接触する作業の従事者等

○労災保険特別加入の加入状況（平成30年度末時点）

	①中小事業主等	②一人親方等	③特定作業従事者	計	加入率（推計）
農業	31,412	—	97,879	129,291	8%
林業	2,860	1,732	—	4,592	38%
木材・木製品製造業 （家具を除く）	11,607	—	—	11,607	79%
水産業	5,958	1,688	—	7,646	8%
食品産業	19,672	—	—	19,672	— ※

出典：厚生労働省資料
加入率は農林水産省推計
H27国勢調査に基づき、分母となる対象者数を推計し、それに基づいて算出。
※ 食品産業については、分母となる対象者数が推計できないため、加入率も算出困難。

2 事故の事例 ①農業

CASE 1

トラクタにトレーラをけん引して果樹園から剪定枝を運んでいる途中、下り坂の農道でスリップし、土手に乗り上げ転倒

1. 事故概況

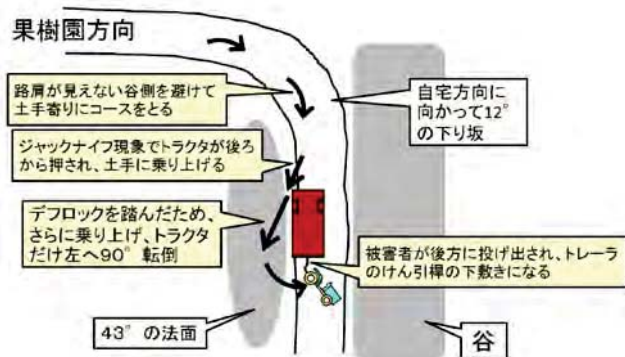
小雨中、トラクタ（16PS、4輪駆動、安全フレーム無し）にトレーラをけん引し、剪定枝を摘み、丘の上の果樹園から農道（幅2,1m 左右に0.9mの路肩）を下った際、90度のカーブを曲がりきったところで、農道を右寄りに進路を取ったところ、トラクタがスリップし土手に乗り上げ、転倒。被災者は後方に投げ出され、トレーラのけん引棒の下敷きになり、胸部圧迫。

2. 被害データ

80歳後半の男性 肺圧迫、肋骨3本を骨折



事故を起こしたトラクタ
(事故後も使用)



事故発生時の想定図

CASE 2

刈払機で排水路の法面を草刈り作業中、草に隠れていた異物に刈刃が当たり、チップが欠け散って右手首を負傷

1. 事故概況

小麦収穫後、刈払機（肩掛け式、固定式スロットル）で排水路の法面の草刈り作業中、鉄製のアングル（杭）が雑草の中に隠れており、気づかずに刈刃を当ててしまった。刈刃のチップが欠け飛び、被災者の右手首、顔にあたり、手首に当たった物は、皮膚から10～20mm奥まで入り込んでしまった。

2. 被害データ

50歳前半の男性 右手首貫入創



事故現場の状況



突き出たアングル（杭）



使用していた刈払機